

(3) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画

小学校（中学校）学習指導要領第1章総則（第4の2の（1）のエ）

エ 障害のある児童（生徒）などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童（生徒）への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童（生徒）の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童（生徒）や通級による指導を受ける児童（生徒）については、個々の児童（生徒）の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、障害のある児童生徒など一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っています。今回の改訂では、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒に対する二つの計画の作成と活用について明記され、全員について作成することとなりました。

また、通常の学級においては障害のある児童生徒などが在籍しています。このため、通級による指導を受けていない障害のある児童生徒などの指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用に努めることとなりました。

ア 個別の教育支援計画

個別の教育支援計画とは、「学校生活だけでなく、家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要」であるとの視点に立ち、「家庭や医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画」（文部科学省、2018のことです。作成に当たっては、保護者の参画が求められており、学校側と保護者側の教育的ニーズを整理しながら作成することが必要です。また、合理的配慮の内容についても明記し、個別の指導計画にも活用されることが望ましいとされています。

合理的配慮とは

障害のある児童生徒が、他の児童生徒と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことです。障害のある児童生徒に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものです。学校設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされています。



「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
(平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会) 参照

合理的配慮についての実践事例については、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のインクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）を参照してください。<http://inclusive.nise.go.jp/>

個別の教育支援計画の活用に当たっての留意点は、以下のようなものが示されています。

- 就学前に作成される個別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定する。
- 進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝える。
- 就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かす。
- 多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の取扱いと保護に十分留意する。

「小学校学習指導要領解説 総則編」「中学校学習指導要領解説 総則編」参照

切れ目のない支援のために

奈良県においては、高等学校の入学予定者のうち、学校生活において特に配慮を要する生徒について、入学前に知らせることが適当であると中学校長が判断する情報があれば報告し、後日、学校間で情報共有を行い、保護者の同意を得られる場合は、個別の教育支援計画や個別の指導計画の写しを添付することも可能であると通知を行っています。



「令和2年度奈良県公立高等学校及び県立高等養護学校の入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断等の提出について（通知）」（令和2年1月 教学第1241号）参照

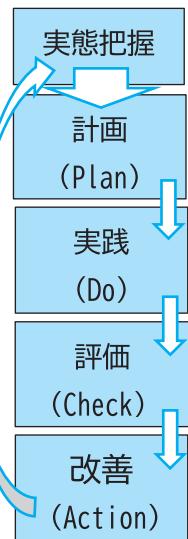
イ 個別の指導計画

個別の指導計画は、個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものです。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものです。

個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用について

これらの計画は作成することが目的ではありません。あくまで児童等の支援や指導に関する関係機関との連携のためのツールであり、実践、評価、改善を繰り返し、活用することが重要です。

個別の指導計画に基づく指導は計画－実践－評価－改善のサイクルが大切です。



- 児童生徒の実態把握に基づいて指導すべき課題を抽出する。
- これまでの学習の状況や将来の可能性を見通しながら、指導すべき課題の相互の関連を検討し、長期的及び短期的な観点から指導目標（ねらい）を設定する。
- 具体的な指導内容を検討して計画を作成する。
- 作成された個別の指導計画に基づいた実践の過程においては、常に児童生徒の学習状況を評価し指導の改善を図る。
- 評価を踏まえて見直された計画により、児童生徒にとってより適切な指導が展開される（評価を通して指導の改善）。

「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」参照

ウ 実態把握

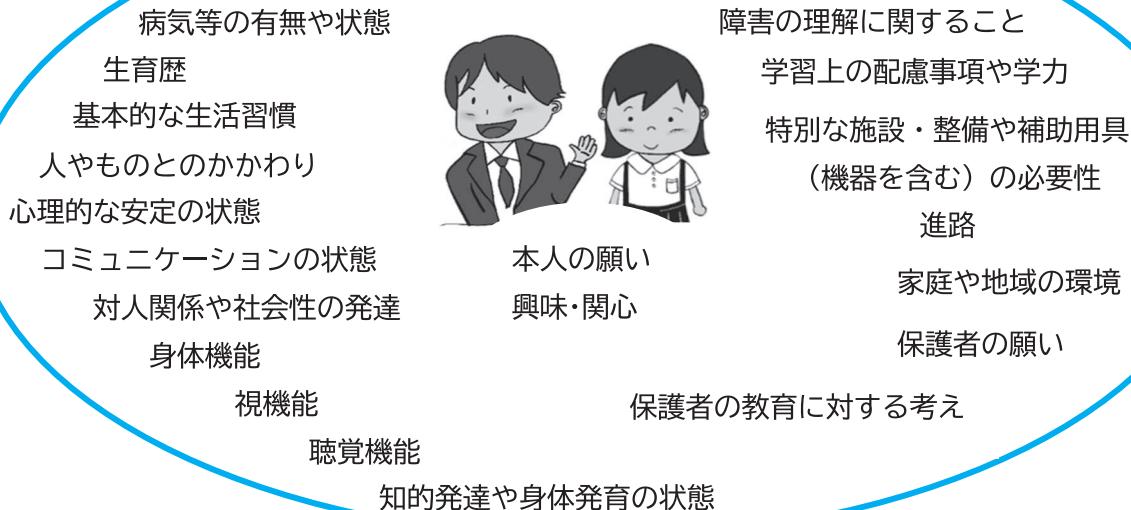
教育課程の編成に当たっては、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階並びに学校や地域の実態を的確に把握することが大切です。実態把握とは、「様々な角度から子供に関する情報を収集し、その結果を総合的に整理・解釈していく過程」（国立特別支援教育総合研究所、2009）であり、児童生徒の主たる問題は何であるか、児童生徒や保護者はどのようなニーズをもっているのかを知り、そして問題の背景にはどのような要因が考えられるかを多角的に探ることが大切です。

実態把握においては、児童生徒問題として表面に表れているものだけでなく、背景となる要因を探ることが最も重要です。



教育支援委員会など関係機関からの引継ぎや、前年度からの引継ぎ等を活用しましょう。

実態把握で収集する情報



「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」参考

実態把握の際の留意点は以下のようなものが示されています。

- 困難なことを観点にするのではなく、長所や得意としていることも把握する。
- 把握の方法として観察法、面接法、検査法等の直接的な把握方法があり、それぞれの特徴を十分に踏まえながら目的に即した方法を用いる。
- 保護者から話を聞く際には、その心情に配慮し共感的な態度で接する。また、情報を不必要に繰り返し尋ねることなどがないよう、十分留意する。
- 教育的立場からの実態把握ばかりでなく、心理学的な立場、医学的な立場からの情報や、児童生徒が支援を受けている福祉施設等からの情報を収集することも重要である。
- その時点で把握できた実態や収集できた情報に基づいて個別の指導計画を作成し、それに基づく指導を通して、実態把握を更に深化させ、個別の指導計画を修正していくという柔軟な対応が大切である。
- 個人情報の保護の観点から、その情報の適切な管理について十分留意する。

「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」

「教育支援資料」(平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課) 参照

(4) 教科書の取扱い

教科書とは、「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書」（教科書の発行に関する臨時措置法第2条）であり、文部科学大臣の検定を経た教科書（文部科学省検定済教科書）と、文部科学省が著作の名義を有する教科書（文部科学省著作教科書）があります。

なお、特別支援学級について、特別の教育課程を編成する場合であって、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができるようになっています（学校教育法施行規則第139条）。

使用する教科書の検討手順

①当該学年の文部科学省検定済教科書



②下学年の文部科学省検定済教科書

③文部科学省著作教科書

「特別支援学校 知的障害者用の国語、算数、音楽の教科書」

小学部

こくご☆ こくご☆☆

こくご☆☆☆

さんすう☆ さんすう☆☆ (1) (2)

さんすう☆☆☆

おんがく☆ おんがく☆☆

おんがく☆☆☆

中学部

国語☆☆☆☆

数学☆☆☆☆

音楽☆☆☆☆

※中学部用（国語 数学 音楽）☆☆☆☆☆刊行予定

「特別支援学校 聴覚障害者用の教科書」

「特別支援学校 視覚障害者用の教科書 [点字版]」

④学校教育法附則第9条に基づく教科用図書

（一般図書 拡大教科書 文部科学省著作教科書以外の点字教科書）

教科用特定図書等とは

視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため文字、図形等を拡大して教科書を複製した図書（拡大教科書）、点字により教科書を複製した図書（点字教科書）、その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって教科書に代えて使用し得るもの（音声教材等）をいいます。

「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」

（通称：教科書バリアフリー法）



音声教材とは以下のようなものです。無償で提供されます。

- ・発達障害等により、通常の検定教科書で使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教材。
- ・パソコンやタブレット等の端末を活用して学習する教材。
- ・文部科学省は、以下の団体に調査研究を委託しており、その成果物である音声教材を読み書きが困難な児童生徒等に無償で提供。

「教科用特定図書等の普及促進について」 文部科学省 参照

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1374019.htm



マルチメディアディジタル教科書

(公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会)

音声、本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。ハイライト機能あり。音声は肉声及び合成音声。視覚と聴覚から同時に情報が入り内容理解がしやすい。小・中学校の教科書を中心に作成。パソコン、タブレット端末にて利用可能。

<http://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/book/daisytex.html>

ペンでタッチすると読める音声付教科書

(茨城大学)

音声、本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。通常の教科書と見た目はほぼ同じ。音声は肉声。小・中学校の国語を中心に作成。音声ペンをタッチして読むことで意識が紙面に向き、能動的な読書になる。鉛筆やペンでの書きこみが可能。

<http://apricot.cis.ibaraki.ac.jp/textbook/>

AccessReading

(東京大学先端科学技術研究センター)

音声、本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。ハイライト機能あり。音声は合成音声。視覚と聴覚から同時に情報が入り内容理解がしやすい。小・中・高の教科書を対象。Word版のものとEPUB版の2種類を作成。パソコン、タブレット端末にて利用可能。

<https://accessreading.org/about.html>

文字・画像付き音声教材

(広島大学)

サイズ等の変更が可能なテキストを合成音声で読み上げる。読み方を指定しているため正確に読み上げる。単語の辞書検索も可能。音声読み上げ中、同じページ番号の原本教科書画像データに表示切り替え可能なため、授業中、授業者の指示に対応しやすい。小中学校を中心に製作。iPad、iPhoneなどのiOS機器にて利用可能。

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/ujima/>

音声教材 BEAM

(認定NPO法人エッジ)

音声のみの教材(テキストや挿絵等の図版はなし)。音声は合成音声。小・中学校の国語・社会を中心に作成。スマートフォン、ICレコーダー等、mp3ファイルが再生可能な機器で利用可能。データ容量が軽く、操作が簡単。

<http://www.npo-edge.jp/>

UNLOCK

(愛媛大学教育学部)

音声、本文等テキストを含む(挿絵等の図版はなし)。音声は合成音声(一部肉声)。小・中・高の教科書を対象。電子辞書等を用いて、テキスト形式(.txt)ファイルを表示、文字を読みやすい大きさに変更可能。あわせて音声を再生可能。電子辞書で調べ学習にも対応。

<http://www.karilab.jp/unlock/index.html>

(5) 交流及び共同学習

我が国は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指しています。

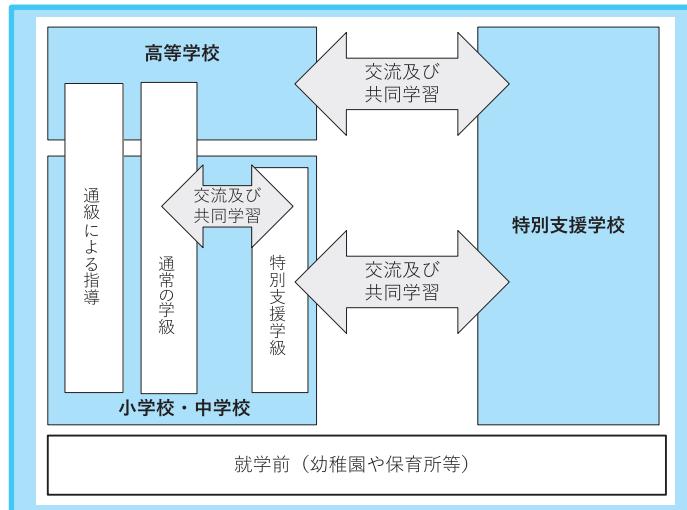


図5 学級間・学校間ににおける交流及び共同学習

障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子どもにとっても、障害のない子どもにとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものです。そして、こうした学習は、学校卒業後においても、障害のある子どもにとっては、様々な人々とともに助け合って生きていく力となり、積極的な社会参加につながる

とともに、障害のない子どもにとっても、障害のある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、積極的に支援を行ったりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、障害のある人とともに支え合う意識の醸成につながると考えます。

この交流及び共同学習は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要があります。

交流及び共同学習の推進するために、以下のような留意点が示されています。

(関係者の共通理解)

- 小・中学校等の通常の学級と特別支援学校や特別支援学級の関係者（学校の教職員、子どもたち、保護者など）が互いに活動の意義やねらい等について理解し合うことが大切。
- （教育課程上の位置付け）
- 交流及び共同学習は、各教科、道徳科、総合的な学習の時間又は特別活動等のそれぞれの授業において行うことが可能。
- （評価）
- 教育課程に位置付けた各教科等の目標に照らして、子どもたちに身に付いた資質・能力を評価。
- 学習場面における子どもの意識や態度の変容だけでなく、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成の観点から、学校や地域での生活も含めて、子どもの変容を可能な限り幅広く、総合的に把握。

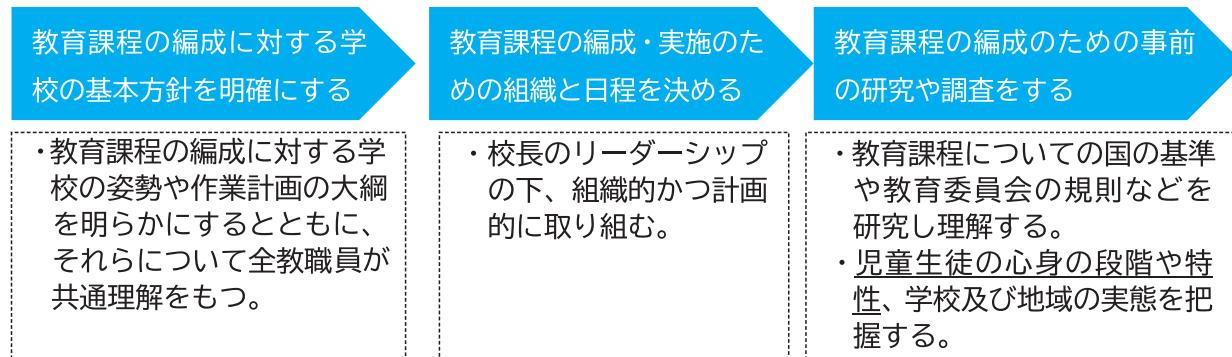
「交流及び共同学習ガイド」文部科学省 参照

交流及び共同学習に関する時間だけではなく、日常の学校生活においても、機会をとらえて障害者理解に係る指導を丁寧に継続することが、教育の効果を高めることにつながります。その場限りの活動に終わらないよう、継続的な取組を続けていくことが大切です。



3 教育課程の編成や改善に取り組む手順

小学校・中学校学習指導要領解説総則編には、以下のような教育課程の編成手順の例があります。



4 特別支援学級における特別の教育課程の工夫

実際の工夫について例示します。

児童生徒の実態	教育課程の工夫等															
<p>Aさん 小2 (知的障害特別支援学級)</p> <ul style="list-style-type: none">・単語でやりとりをし、自ら発信することは少ない。・身辺自立は確立していない。・なぐり書きができる。平仮名は読めない。・身近な物の名前を覚えつつある。・具体物は数えられないが、1から10まで唱えられる。	<table border="1"><thead><tr><th>各教科等</th><th>指導内容</th><th>指導場面</th></tr></thead><tbody><tr><td>国語</td><td><ul style="list-style-type: none">・簡単な指示や説明を聞き、行動する・絵本の登場人物の動きや言葉をまねる・自分や物の名前を知ったり、文字で表すことができるなどを知ったりする</td><td>国語 日常生活の指導 生活単元学習</td></tr><tr><td>算数</td><td><ul style="list-style-type: none">・10までの数の数え方や表し方を知る・ものの形に着目し、集めたり、分類したりする・大小を比べる</td><td>算数 日常生活の指導 生活単元学習</td></tr><tr><td>生活</td><td><ul style="list-style-type: none">・整理整頓、衣服の着脱、排泄等の基本的生活習慣を身に付ける・身近な集団活動に参加し、簡単な係活動をする・教員や友達ときまりのある遊びしたり、工夫したりする</td><td>日常生活の指導 遊びの指導 生活単元学習</td></tr><tr><td>自立活動</td><td><ul style="list-style-type: none">・「～したい」等の自分の気持ちを伝えることができる・日常生活に必要な基本動作を身に付ける</td><td>自立活動 日常生活の指導 遊びの指導 生活単元学習</td></tr></tbody></table>	各教科等	指導内容	指導場面	国語	<ul style="list-style-type: none">・簡単な指示や説明を聞き、行動する・絵本の登場人物の動きや言葉をまねる・自分や物の名前を知ったり、文字で表すことができるなどを知ったりする	国語 日常生活の指導 生活単元学習	算数	<ul style="list-style-type: none">・10までの数の数え方や表し方を知る・ものの形に着目し、集めたり、分類したりする・大小を比べる	算数 日常生活の指導 生活単元学習	生活	<ul style="list-style-type: none">・整理整頓、衣服の着脱、排泄等の基本的生活習慣を身に付ける・身近な集団活動に参加し、簡単な係活動をする・教員や友達ときまりのある遊びしたり、工夫したりする	日常生活の指導 遊びの指導 生活単元学習	自立活動	<ul style="list-style-type: none">・「～したい」等の自分の気持ちを伝えることができる・日常生活に必要な基本動作を身に付ける	自立活動 日常生活の指導 遊びの指導 生活単元学習
各教科等	指導内容	指導場面														
国語	<ul style="list-style-type: none">・簡単な指示や説明を聞き、行動する・絵本の登場人物の動きや言葉をまねる・自分や物の名前を知ったり、文字で表すことができるなどを知ったりする	国語 日常生活の指導 生活単元学習														
算数	<ul style="list-style-type: none">・10までの数の数え方や表し方を知る・ものの形に着目し、集めたり、分類したりする・大小を比べる	算数 日常生活の指導 生活単元学習														
生活	<ul style="list-style-type: none">・整理整頓、衣服の着脱、排泄等の基本的生活習慣を身に付ける・身近な集団活動に参加し、簡単な係活動をする・教員や友達ときまりのある遊びしたり、工夫したりする	日常生活の指導 遊びの指導 生活単元学習														
自立活動	<ul style="list-style-type: none">・「～したい」等の自分の気持ちを伝えることができる・日常生活に必要な基本動作を身に付ける	自立活動 日常生活の指導 遊びの指導 生活単元学習														

○自立活動を取り入れる

○各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりする。

→知的障害特別支援学校小学部の生活科2段階、国語科2段階や算数科2段階に替える 等

Bさん 中2 (自閉症・ 情緒障害特別支援学級)
<ul style="list-style-type: none">・電車が大好き。圏域の線路図をよく知っている。・思ったことをそのまま口にして相手を不快にさせるような表現を繰り返すことがある。・自分の行動を注意されたとき反発して興奮を静められなくなる。

	指導内容	指導場面
自立活動	<ul style="list-style-type: none">・相手の立場に合わせた言葉遣いや場に応じた声の大きさなど、場面にふさわしい表現方法を身に付ける・自分を落ち着かせることができる場所に移動できる	自立活動の時間

○自立活動を取り入れる

○各教科については当該学年の内容を取り扱う

→総授業時数は同一のため、内容の精選を行い時間数の検討が必要。

学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める

教育課程を編成する

教育課程を評価し改善する

- ・学校教育の目的や目標及び教育課題の基準に基づきながら、各学校が当面する教育課題の解決を目指し、両者を統一的に把握して設定する。

- ・学校の教育目標の実現を目指して、指導内容を選択し、組織し、それに必要な授業時数を定めて編成する。

- ・実施中の教育課程を検討し評価して、その改善点を明確にして改善を図る。

年間指導計画



	4月	5月	6月
学校行事	入学式、始業式 身体測定	交通安全教室 校外学習	避難訓練
日常生活の指導	・自分の身の周りのことをやってみよう（整理整頓、衣服の着脱）		
遊びの指導	・体を動かして遊ぼう ・忍者になろう		
生活単元学習	・「入学・進学おめでとう会」をしよう　・「校外学習」について知ろう		
国語	・絵本にふれよう ・自分や物の名前を知ろう	・絵本にふれよう ・動作を表す言葉を知ろう	・登場人物の動きや言葉をまねよう ・平仮名にふれよう
算数	・1から10まで言ってみよう	・1から3まで数えよう ・大きい、小さいを比べてみよう	・1から3まで数えよう ・順番を知ろう

○総授業時数は、通常の学級と準じる。[→小学校2年生 総授業時数 910](#)

○各教科等を合わせた指導を行う場合には、各教科等の授業時数を適切に定める。

[→各教科等を合わせた指導の教育課程上の位置付けを明らかにする](#)

（例）日常生活の指導（8時間）・・・生活科（3時間）・国語科（1時間）・算数学科（1時間）・自立活動（3時間）



	4月	5月	6月
学校行事	入学式、始業式 身体測定	避難訓練 定期テスト	中体連夏季大会
自立活動	自分の気持ち・相手の気持ち 自己理解（得意・不得意） 自己理解（自分に合った方法を考える）		
国語	詩「〇〇〇」物語「〇〇〇」	説明「〇〇〇」漢字1	詩「〇〇〇」隨筆「〇〇〇」
数学	式の計算	連立方程式	連立方程式 1次関数

○総授業時数は、通常の学級と準じる。[→中学校2年生 総授業時数 1015](#)

○自立活動年間授業時数については、生徒の障害の状態等に応じて適切に定める。

[→毎日、始業前に個別で自立活動の指導を行ったり、金曜日の午後に集団で自立活動の指導を行ったりする。](#)